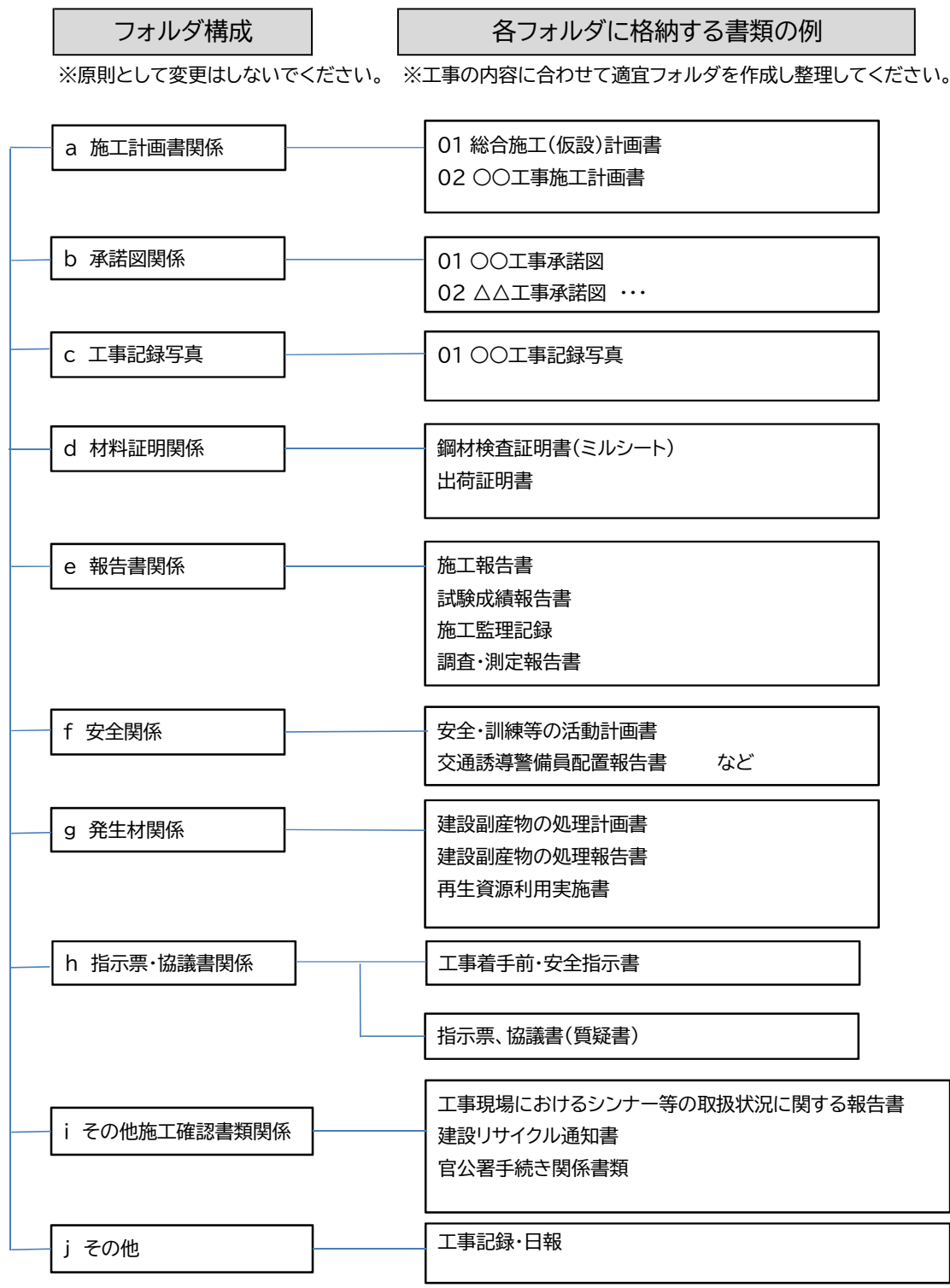


受発注者間情報共有システムにおける工事書類のフォルダ分類(建築・建築設備工事)



※「帳票(鑑)作成機能」で作成する書類については、「工事打合せ簿」とする。

※「発議書類管理機能」における「ワークフロー機能で最終承認後の工事書類を帳票(鑑)の入力項目等を利用してフォルダに自動的に振り分けて登録する機能」については、試行実施期間中につき、これを使用しない。なお今後、試行実施から本格実施へ移行する際には、「フォルダに自動的に振り分けて登録する機能」について改めて定める。